

# 令和3年度福島県立高等学校入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町4番61号  
電話(0242)27-5461  
FAX(0242)27-5462

## 1 募集定員

- (1) 特色選抜 募集定員200名の10%程度
- (2) 一般選抜 募集定員200名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 2 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者  
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

## 3 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校では、リーダーとして社会に貢献できる有為な人材の育成を目指し、「自立・自学」の校訓のもと、次の①、②の要件をともに満たす何事にも主体的に取り組む生徒を求めている。

- ① 大学進学への強い意志を持ち続け、主体的に継続的に努力できる者
- ② 中学校での部活動において顕著な実績または高い能力があり、入学後も継続して主体的に取り組める者  
対象となる部活動  
運動部 弓道／硬式テニス／ソフトテニス／バドミントン／卓球／なぎなた／陸上競技  
バレーボール／バスケットボール／水泳／ソフトボール（女）／サッカー（男）／野球（男）  
学芸部 合唱（女）／吹奏楽

## 4 出願手続き

- (1) 通学区域  
「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 出願方法  
① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。  
② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 5 出願期間

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和3年2月9日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒には404円の切手（簡易書留料金）を貼付する。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
  - ② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
  - ③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。  
郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記6に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
  - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 9 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出 願 先 変 更

志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
  - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願  
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「8 県外等からの出願」の(2)を準用する。
- (2) 出願先変更  
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「10 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

## 13 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

選 抜 資 料					
学 力 検 査	特色選抜志願理由書	調 査 書	特 色 面 接	特 色 検 査	選抜資料の満点
5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。中学校の活動実績や能力についても記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は65点満点として、合計200点満点とする。	個人面接を実施する。 面接時に、あるテーマについての口頭による自己表現を課す。 面接では、志願者の主体的に取り組む意志や、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については点数化し、50点満点とする。	実施しない。	全体の満点は、500点とする。

### (2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出席した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
学 力 検 査	調 査 書	一 般 面 接	
5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。	実施しない。	同等とする。

## 14 学力検査等の日時、会場及び日程

### (1) 特色選抜

#### 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。  
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）  
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 学力検査の日時、会場及び日程は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 3年 3月 3日 (水) 午前9時～午後3時10分  
イ 会 場 本 校  
ウ 日 程

- 集合時間・場所 午前8時05分までに、本校第1体育館に集合する。
- 受験者点呼、諸注意 8:05 ～ 8:25
- 受験場への誘導 8:25 ～ 8:40
- 学 力 検 査 9:00 ～ 15:10

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

エ 持参する物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規  
(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

オ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 特色面接

- ① 志願者全員に対して特色面接を行う。
- ② 特色面接の日時、会場及び日程は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 3年 3月 4日 (木) 午前9時～  
イ 会 場 本 校  
ウ 日 程

- 集合時間・場所 午前8時20分までに、本校第1体育館で受付をして面接控室に集合する。
- 受験者点呼、諸注意 8:30 ～ 8:40
- 受験場への誘導 8:50 ～
- 特 色 面 接 9:00 ～

エ 持参する物 受験票、上ばき

オ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## (2) 一般選抜

学力検査については、上記「14 学力検査等の日時、会場及び日程」「(1) 特色選抜」の「学力検査①～③」の定めるところによる。

## 15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

(1) 追検査等の日時、会場及び日程は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和 3年 3月 10日 (水) 午前9時～午後2時45分
- ② 学力検査の会場 本 校
- ③ 学力検査の日程

- ア 集合時間・場所 午前8時05分までに、本校会議室に集合する。
- イ 受験者点呼、諸注意 8:05 ～ 8:25
- ウ 受験場への誘導 8:25 ～ 8:40
- エ 学力検査 9:00 ～ 14:45

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

オ 持参する物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

カ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

④ 特色面接の日時 令和 3 年 3 月 10 日（水）学力検査終了後 15:00～

⑤ 特色面接の会場 本校

⑥ 特色面接の日程

ア 集合時間・場所 15時までに、本校会議室に集合する。  
特色面接のみを受験するものも同じとする。

イ 受験者点呼、諸注意 15:00 ～ 15:10

ウ 特色面接 15:20 ～

⑦ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

## (2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は、追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

## (3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

## (4) その他

3月3日の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

志願者が想定を超えた場合については、後日、別日程を在学（出身）中学校長を通して連絡する。

## 16 合格者発表

(1) 令和3年3月15日（月）正午以降に本校で発表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 17 その他

(1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

前期選抜に関するその他の一切については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱によって実施する。